

議案第八十六号

港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年十一月二十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

港区立児童遊園条例（昭和三十九年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。
別表泉岳寺前児童遊園の項の次に次のように加える。

西町つなぐ児童遊園

東京都港区高輪三丁目五番五号

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

西町つなぐ児童遊園を設置するため、本案を提出いたします。